

令和8年第2回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和8年6月

目 次

報 告 第 4 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 5 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 6 号	専決処分の報告について……………	7
報 告 第 7 号	専決処分の報告について……………	1 1
報 告 第 8 号	東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況 について……………	1 5
報 告 第 9 号	東広島流通センター株式会社の経営状況につい て……………	1 7
報 告 第 1 0 号	東広島市土地開発公社の経営状況について……………	1 9
報 告 第 1 1 号	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経 営状況について……………	2 1
報 告 第 1 2 号	令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書につ いて……………	2 3
報 告 第 1 3 号	令和7年度東広島市下水道事業会計予算繰越計 算書について……………	2 8

報告第4号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

4万6,200円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和8年5月26日

(報告理由)

令和7年12月16日、八本松南二丁目の民家において、当該民家を訪問した職員が、室内で乳児用はかりを落下させたことにより、床材を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

地方自治法等の一部改正に伴い、条例において引用しているこれらの法令の条項の整理を行うため、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年5月19日

東広島市長 高 垣 廣 徳

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(東広島市監査委員条例の一部改正)

第1条 東広島市監査委員条例(昭和49年東広島市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年東広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(東広島市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 東広島市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年東広島市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年東広島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

報告第6号

専決処分の報告について

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例

東広島市都市計画税条例（昭和59年東広島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の報告について

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年5月26日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例

東広島市印鑑条例（平成2年東広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月27日から施行する。

報告第8号

東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第9号

東広島流通センター株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島流通センター株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第10号

東広島市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第11号

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第12号

令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書について

令和7年度東広島市一般会計予算及び令和7年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計予算の一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入			その他	
						国庫支出金	県支出金	特定財源 地方債		
2 総務費	1 総務管理費	プロジェクト推進事業	91,000,000	91,000,000	0	39,500,000	0	35,500,000	0	16,000,000
		公共交通ネットワーク構築事業	54,418,000	44,738,000	0	16,660,000	0	0	0	28,078,000
		電算処理システム管理運営事業	7,480,000	7,480,000	0	0	0	0	0	7,480,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域情報化推進事業	12,000,000	12,000,000	0	0	0	0	0	12,000,000
		地域活動拠点整備事業	22,570,000	10,570,000	0	0	10,500,000	0	0	70,000
		物価高騰支援給付金事業	765,713,000	273,297,000	0	273,297,000	0	0	0	0
2 児童福祉費	1 児童福祉費	介護保険施設整備等助成事業	33,912,000	33,912,000	0	0	33,912,000	0	0	0
		障がい者手当等支給事業	2,640,000	2,640,000	0	0	0	0	0	2,640,000
		児童手当支給事業	114,716,000	11,429,000	0	11,429,000	0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	児童扶養手当支給事業	3,080,000	3,080,000	0	0	0	0	0	3,080,000
		公立保育所等施設整備事業	337,050,000	325,595,000	0	0	293,000,000	0	0	32,595,000
		医療対策事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	救急医療体制支援事業	3,377,000	3,377,000	0	0	0	0	0	3,377,000
		脱炭素化等支援事業	350,538,000	350,538,000	0	350,538,000	0	0	0	0
		広島県水道広域連合企業団負担金	298,015,000	298,015,000	0	0	298,000,000	0	0	15,000
7 商工費	1 林業費	集落農業支援事業	20,105,000	20,105,000	0	0	20,105,000	0	0	0
		豊かな農業づくり事業	60,000,000	60,000,000	0	60,000,000	0	0	0	0
		畜産振興事業	5,700,000	5,700,000	0	5,700,000	0	0	0	0
2 林業費	1 林業費	土地改良事業支援事業	12,754,000	11,606,000	0	0	0	5,500,000	0	6,106,000
		農業用施設整備事業	3,300,000	3,300,000	0	0	0	2,900,000	0	400,000
		小規模崩壊地復旧事業	41,554,000	41,554,000	0	0	20,777,000	8,500,000	0	12,277,000
3 水産業費	1 商工費	漁業振興事業	97,592,000	67,684,000	0	67,684,000	0	0	0	0
		中小企業活性化支援事業	64,511,000	64,000,000	0	64,000,000	0	0	0	0
		産業用地環境整備事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	駐車場管理運営事業	73,230,000	56,240,000	0	21,140,000	0	35,100,000	0	0
		道路維持修繕事業	172,000,000	139,919,000	0	52,250,000	0	50,000,000	0	37,669,000
		橋梁長期保全事業	206,000,000	192,820,000	0	77,110,000	0	67,600,000	0	48,110,000
3 生活費	1 生活費	幹線市道整備事業	493,149,000	462,851,000	0	202,742,000	0	169,600,000	0	90,509,000
		生活市道整備事業	223,476,000	191,703,000	0	0	181,200,000	0	10,503,000	0
		県道整備事業	62,360,000	62,360,000	0	0	54,324,000	0	0	8,036,000

3	河川費	河川維持修繕事業	73,010,000	66,407,000	0	0	0	20,800,000	0	45,607,000
		治水対策事業	82,759,000	70,272,000	0	0	0	50,400,000	0	19,872,000
		急傾斜地崩壊対策事業	15,460,000	10,160,000	0	0	0	10,000,000	0	160,000
4	港湾費	港湾施設長期保全事業	263,400,000	170,346,000	0	50,800,000	0	68,500,000	0	51,046,000
5	都市計画費	都市計画推進事業	12,000,000	12,000,000	0	0	0	0	0	12,000,000
		景観形成事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
		国・県幹線道路整備事業	85,818,000	68,780,000	0	0	0	32,500,000	0	36,280,000
		街路整備事業	304,500,000	264,214,000	0	114,400,000	0	86,700,000	0	63,114,000
		交通結節点改善事業	81,200,000	79,308,000	0	28,500,000	0	33,500,000	0	17,308,000
		八本松駅前土地区画整理関連公共事業	202,000,000	177,200,000	0	0	0	0	118,290,000	58,910,000
		八本松駅前地区計画事業	28,900,000	28,900,000	0	7,040,000	0	5,200,000	0	16,660,000
		公園管理事業	22,000,000	22,000,000	0	0	0	0	0	22,000,000
		公園整備事業	136,980,000	136,980,000	0	29,490,000	0	29,200,000	0	78,290,000
		西条第二地区地区計画整備事業	13,874,000	13,874,000	0	6,446,000	0	4,700,000	0	2,728,000
6	住宅費	住宅指導事務	17,307,000	17,307,000	0	7,528,000	3,762,000	0	0	6,017,000
9	消防費	常備消防車両等整備事業	38,371,000	38,371,000	0	0	0	38,200,000	0	171,000
		消防水利整備事業	62,830,000	62,830,000	0	0	0	0	0	62,830,000
		避難所運営事業	4,823,000	4,823,000	0	2,410,000	0	600,000	0	1,813,000
		災害対策事業	5,950,000	5,950,000	0	0	0	5,900,000	0	50,000
10	教育費	小学校施設整備事業	297,163,000	79,754,000	0	16,780,000	0	36,700,000	0	26,274,000
		中学校施設整備事業	27,300,000	27,300,000	0	0	0	11,000,000	0	16,300,000
		生涯学習施設管理運営事業	155,000,000	155,000,000	0	0	0	139,500,000	0	15,500,000
5	社会教育費	図書館管理運営事業	18,400,000	18,400,000	0	9,200,000	0	8,200,000	0	1,000,000
		文化財施設等整備事業	6,000,000	6,000,000	0	0	0	0	0	6,000,000
		土木施設災害復旧事業	37,300,000	37,300,000	0	0	0	37,300,000	0	0
11	災害復旧費	公営企業繰出金	20,000,000	16,500,000	0	0	0	16,500,000	0	0
13	諸支出金	計	5,674,585,000	4,467,489,000	0	1,446,960,000	200,564,000	1,792,800,000	118,290,000	908,875,000

八本松駅前土地区画整理事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源
					既収入 特定財源	国庫支出金	県支出金	未収入 特定財源	地方債	その他	
1	土地区画整理費	八本松駅前土地区画整理事業	586,800,000	414,800,000	0	57,860,000	0	42,600,000	0	0	314,340,000
		計	586,800,000	414,800,000	0	57,860,000	0	42,600,000	0	0	314,340,000

報告第13号

令和7年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度東広島市下水道事業会計予算の一部について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和7年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	一般会計出資金(過疎債)	繰越工事資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業費	3,214,942,000	1,626,854,695	1,498,991,000	288,660,000	1,067,600,000	16,500,000	101,700,000	44,531,000	89,096,305	地下埋設物の移転、工事範囲の企業との工程調整及び夜間工事の地元調整に不測の日数を要したこと等により、年度内に工事等が完了しなかったため。
		ポンプ場建設事業費	296,960,000	263,855,140	30,000,000	11,350,000	18,600,000	0	0	50,000	3,104,860	国の補正予算に対応するため業務を前倒して実施したことにより、年度内に業務が完了しなかったため。
		処理場建設事業費	762,710,000	86,100,000	643,436,000	178,544,000	331,000,000	0	133,733,000	159,000	33,174,000	地方共同法人日本下水道事業団に委託した建設工事に遅れが生じたこと等により、年度内に工事が完了しなかったため。
		固定資産購入	224,013,000	220,405,420	3,520,000	0	0	0	0	3,520,000	87,580	処理場設備が故障し、緊急に購入する必要が生じたことにより、年度内に納品が完了しなかったため。
計			4,498,625,000	2,197,215,255	2,175,947,000	458,554,000	1,417,200,000	16,500,000	235,433,000	48,260,000	125,462,745	0

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	下水道使用料			
1 下水道事業費用	1 営業費用	ポンプ場費	172,046,000	158,111,478	1,914,000	0	1,914,000	12,020,522	0	ポンプ場設備が故障し、緊急に使用部品を製作する必要が生じたことにより、年度内に修繕が完了しなかったため。
		処理場費	1,715,271,000	1,606,656,302	34,265,000	0	34,265,000	74,349,698	0	処理場設備が故障し、緊急に使用部品を製作する必要が生じたことにより、年度内に修繕が完了しなかったため。
		受託事業費	67,400,000	1,832,200	65,500,000	0	65,500,000	67,800	0	関連工事との工程調整及び地元調整に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
計			1,954,717,000	1,766,599,980	101,679,000	65,500,000	36,179,000	86,438,020	0	

